

平成 27 年度 ニホンザル保護及び管理に関する検討会
議事概要

日時：平成 28 年 2 月 23 日（火） 13:30～15:55

場所：一般財団法人自然環境研究センター 7 階

出席者

検討委員

江成 広斗	山形大学農学部食料生命環境学科 准教授
大井 徹	石川県立大学生物資源環境学部 教授
鈴木 克哉	特定非営利活動法人里地里山問題研究所 代表理事
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部 教授
渡邊 邦夫	京都大学 名誉教授

事務局

東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	鳥獣保護管理企画官
道明 真理	〃	室長補佐
黒江 隆太	〃	指定管理鳥獣係長
山崎 貴之	〃	共生事業係長
常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター	
滝口 正明	〃	
中村 大輔	〃	

議事

- (1) ニホンザルの保護・管理に関する最近の動向について
- (2) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）案について
- (3) 今後のニホンザルの保護及び管理に関する検討方針について
- (4) ガイドライン普及啓発用パンフレット、麻酔銃の取扱い普及啓発用パンフレットについて

配布資料

出席者名簿

ニホンザルの保護及び管理に関する検討会開催要綱

資料 1 ニホンザルの保護・管理に関する最近の動向について

資料 2 1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27

年度)(案)について

資料2 2 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編・平成27年度)案に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

資料2 3 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編・平成27年度)(案)

資料3 今後のニホンザルの保護及び管理に関する検討方針について

資料4 1 ガイドライン普及啓発用パンフレット案

資料4 2 麻酔銃の取扱い普及啓発用パンフレット案

参考資料1 ニホンザルの分布状況の推移

議事概要

(1)ニホンザルの保護・管理に関する最近の動向について

特に意見なし

(2)特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編・平成27年度)案について

(委員)意見9について、捕獲をするだけでなく被害防除対策も同時に計画的にすすめるべきという主旨であり、回答案の主旨とずれがある。必ずしも被害防除を実施できていることが前提でその次に捕獲を選択しないといけないというわけではない。加害レベルをまず判定して、それに応じて捕獲オプションを検討する等、誤解のないように書いた方がいい。場合によっては被害防除の前にまず捕獲オプションがあってもいい。

(委員)群れ捕獲が成功するとは限らない。群れ捕獲をする際にも被害防除対策を組み合わせるべき。

(事務局)回答案として、「捕獲オプション選択の際には～確認した上で、決定すべきである。さらに、個体群管理だけで～必要である。」ではどうか。

(委員)被害を減らすための捕獲なので“個体群管理”ではなく“捕獲”でいい。

(委員)意見5と7について、管理する側の取り扱いの容易さを考えて管理ユニットという単位を作りガイドラインに書きこんだ。種の保全のための管理単位の設定を可能とするためには、個体群管理が有効で、個体群を科学的に判別するための研究について国の支援をお願いしたい。また、『修文』は意味合いが違うので『修正』が適切。

(事務局)もっともなご意見だが、予算も限られているので、すぐにとはいかない。努力はしていきたい。

(委員)意見13への回答案について、捕獲個体の情報収集項目には所属する群れを含める。目標としても項目は入れるべき。対象の群れのサイズや捕獲方法が目標どおり達成されるかどうかを判断する上で重要である。

(委員)なぜこれらを集めることで特定計画の実効性が高まるのかを書くべき。

(事務局)回答案に「捕獲の効果を検証するために」を追記する。

(委員) 意見 11 への回答で、もともとこういうルールが書かれていたと思う。

(事務局) 基本指針に書かれている表現である。

(3) 今後のニホンザルの保護及び管理に関する検討方針について

(委員) 和歌山県はタイワンザルとは別に特定計画を策定したということか？その点では新しい。

(委員) 今回の全国市町村アンケートは、傾向をみていく上で重要。今後も何年かごとに実施するのであれば、予めどの時期にどのような情報収集をするかということは、考えておいた方がよい。

(事務局) 政府として平成 35 年度までに加害群を半減としているが、科学的に納得いただける手法で評価していきたい。中間評価の必要もあるので、それぞれのタイミングで今後もアンケートは実施していきたい。

(委員) 評価軸を決めておかないと、後からデータがないことになってしまう。

(委員) 今回のアンケート調査で把握した、加害群数と加害レベルは基準にならないか。

(事務局) 市町村ごとに聞いているので重複カウントの場合がある。すべての加害群の加害レベルが出てきていないのも課題。ただ、同じ調査を実施して評価するなら、今回の調査結果を基準にはできると思う。評価の仕方、調査方法を検討すべきである。大体の群れに発信器がついてちゃんと調査をしているところもあれば、具体的なデータの裏付けのないものまで様々ある。県単位では情報は分かるので、ピックアップして調べることはできる。

(委員) 精度の異なる県を一緒に評価することはやめるべき。

(委員) 何年後かに同様のアンケートを実施して加害群数が出たとしても、ある群れについては対策の効果が出たとして加害レベルが下がっても、一方で、現状より加害レベルが上がる群れも出てくる可能性がある。結果の全体総数を見ているだけになるので、トータルとしての半減の達成は難しいかもしれない。どういう群れを減らすのか、という具体性が必要。市町村では群れ捕獲を望むところがあり、今後群れの識別などデータ収集する市町村が出てくるだろう。

(委員) 群れの加害レベルを追跡できる県はどれくらいあるか。先行している自治体を追跡調査するのが良いのではないか。

(事務局) 群馬県、栃木県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県など。半減目標は各県が 2 分の 1 にするというわけではない。「ニホンザル被害対策強化の考え方」の中で加害群数の半減目標を掲げたことについての評価も必要だが、本来の評価は特定計画がどれだけきちんと考えられて作られ実施し到達でき、何が問題かを見ていくこと。

(4) ガイドライン普及啓発用パンフレット、麻醉銃の取扱い普及啓発用パンフレットについて

麻醉銃取扱い普及用パンフレットについて

- (委員)パンフレットの対象者は行政担当者か。従事者でない行政担当者にこれほどの情報が必要か。
- (事務局)対象は行政担当者で、県に配布するが市町村担当者の方も必要になるかもしれない。詳細な取扱い情報にしたのは、発注者として知っておいてほしい情報を盛り込んだため。
- (事務局)都道府県担当者への説明会の折にも、取扱いを示してほしいとの要望があった。麻酔薬についても同様。
- (委員)麻酔銃に使用する針の写真は掲載しない方がよい。返しがついている針の使用は動物福祉の観点からも問題がある。
- (委員)可能であれば、行政担当者がどこの事業者にお問い合わせればよいかをわかるようにするべきである。
- (委員)銃の保管方法については書かなくてよいのか。
- (事務局)銃の保管は銃刀法に基づいて銃を所持する者が適切に管理するもの。野生鳥獣を対象にした取扱いを示してほしいという都道府県からの要望に応えたものである。
- (委員)13pの一つの銃を複数の者が使用することについては、県によっては認めていない。麻酔銃の所持にかかるコストも示した方がよい。
- (委員)麻酔銃を使用する場面に至る前の、基本的な出没した鳥獣についての対応を押さえるべきではないか。たとえばむやみに警察官が追い回さないなど。また事例としてあげられているのはいずれも捕獲までに時間がかかっている。クマやイノシシなどの方が事例が多いのではないか。
- (事務局)イノシシ、クマにより危機的な状況の場合は警察の職務執行法で対応する。法改正して新しい枠組みができたので、それについての考え方ややり方を整理した。
- (委員)15pの一覧表、特記事項に「危険猟法に該当しない」との記載があるが、サルに使用する麻酔薬の量では危険猟法に該当しないので、ここで目立たせて書くまでもないのではないか。
- (事務局)「通常のサルの捕獲に使用する薬量では危険猟法にあたらぬ」と修正する。
- (委員)同表で、記載されている薬剤の量は多すぎるうえ、そもそも麻酔銃の投薬器には入らない。拮抗薬についても記載するべきではないか。
- (事務局)上限を示したもの。また、捕獲した個体は殺処分されるケースが多いだろう。もう一度内容は検討するがこれから大きな変更は難しい。できる範囲で検討する。

ガイドライン普及啓発用パンフレットについて

- (委員)6pの個体群管理手法の選択目安について、字が多いのでできるだけ図で示した方がよい。7pの被害防除対策について、集落ぐるみで組織的に追い払うとか、防護柵を設置することにより集落内の餌資源量が減るなど効果のある技術について書いた方がよい。
- (委員)6p下段の個体群管理のオプションは個体数管理の方がいいのではないか。個体群管理だと分布域の管理まで含まれる。

(委員) 分布域の管理も入っているので、追い上げも入るのでは？群れ数を減らして分布域の管理もある。ガイドラインの絵の方が分かりやすい。

(環境省) 全体としては個体群管理のことだが、捕獲オプションについては個体数管理。

(委員) 3pのタイトルを要修正、前段の文章を圧縮して図を拡大した方がよい。

(委員) 最後のページのフィードバック管理の文字位置は要修正。背景の円も不要ではないか。

(委員) 特定計画未策定の県の担当者が読むためのパンフレットであるなら、第二種特定鳥獣管理計画を策定するためのものだと明記した方がよい。

(委員) 保全のことに触れられていないので、最初の方でも書いておいた方がよい。

(委員) 3pの前段に、「地域個体群の安定的な維持を図りつつ」と書いてある。スペースの問題と現状で第二種特定鳥獣管理計画のみが策定されているので、少し強調してあるくらいで良い。

(委員) ガイドラインで管理ユニットという言葉を用いているので、パンフレットでも触れておいた方がよい。

(事務局) 6pの個体群管理で表記する。

(委員) 「！」で囲った部分には、ガイドラインの参照ページではなく、それぞれのページについてのポイント、注意事項を書いた方がよい。

(委員) 巻末にガイドラインのURLを記載してはどうか。

以上